

## 第2号様式

鹿児島県警察官の警棒等使用及び取扱いに関する訓令（概要）

（平成14年1月30日 鹿児島県警察本部訓令2）

本訓令は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範第7条の報告に関して必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 本訓令の趣旨
- 報告に関する事項

等である。